

総社市告示第107号

総社市いきいき福祉基金助成事業実施要綱（平成17年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月7日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額	助成事業の種類	助成対象者	助成対象経費	助成金等の額
1 いきいきチケット事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 (1)～(5) 略	介護タクシー・福祉有償運送・福祉タクシー利用料金	1人当たりチケット(100円券)年 <u>100枚</u> を限度とする。	1 いきいきチケット事業	市内に住所を有し、かつ在宅で総社市新生活交通が利用できない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 (1)～(5) 略	介護タクシー・福祉有償運送・福祉タクシー利用料金	1人当たりチケット(100円券)年 <u>50枚</u> を限度とする。
略				略			

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年度の助成事業から適用する。